

り計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
  - 二 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
  - 三 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ その取得の時に係る当該固定資産の取得のために通常要する価額
    - ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 86 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
  - 二 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
  - 三 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ その取得の時に係る当該固定資産の取得のために通常要する価額
    - ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

政令附則第十一条第四十五項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号

に掲げる要件に限る。( )のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。)に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するもの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

89

政令附則第十一条第四十五項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品(以下この項において「器具及び備品」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に

属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分  
 (次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。)に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

政令附則第十一条第四十五項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備(以下この項において「建物附属設備」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度(その年の一月一日から

十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。)に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均パーセント以上向上しているものであること。

91| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十七項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

92| 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に

係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項(同条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する区分所有に

係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該